

## 山下ふ頭再開発に係る市民意見募集の実施について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

山下ふ頭再開発の方針として取りまとめた「事業計画案」について、市民のみなさんから広く意見をいただくための市民意見募集を5月31日まで行っていますので周知をお願いします。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

### 3 市民意見募集の概要

#### (1) 募集期間

令和8年4月7日（火）～5月31日（日）

#### (2) 提出方法

ア インターネット入力フォーム（横浜市電子申請・届出システム）

次の URL または二次元コードからアクセスし、横浜市電子申請・届出システムにお進みください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/444f51c3-3d9a-410a-8167-507979274486/start>

【二次元コード】



横浜市ウェブサイト  
市民意見募集

イ 郵送（リーフレット付属のはがき）

#### (3) リーフレット配架場所（4月中旬以降順次配架）

市民情報センター（市庁舎3階）、各区役所広報相談係、行政サービスコーナー・図書館等のPRボックス など

### 4 その他

広報よこはま5月号 はま情報にも掲載予定です。

### 5 参考資料

市民意見募集リーフレット

港湾局山下ふ頭再開発調整課

担当 武

電話 045-671-7314 /FAX 045-550-4961

メール kw-yamashita@city.yokohama.lg.jp

# 山下ふ頭再開発 事業計画案

市民意見募集 4/7～5/31



## ● 山下ふ頭の再開発について

山下ふ頭では、優れた立地と広大な開発空間を生かし、新しい時代の象徴となる持続可能なまちづくりにより、将来にわたる安定した活力の創出につなげていくことを目的とし、再開発の取組を推進しています。

## ● 事業計画案とは

事業計画案は、令和7年6月に公表した「答申を踏まえた基本的な方向性」に対して実施した市民意見募集、市民検討会、民間事業者へのサウンディング調査の結果等を踏まえ、山下ふ頭再開発の方針として取りまとめたものです。

「山下ふ頭再開発 事業計画案」の詳細は、Webサイトをご覧ください

山下ふ頭 事業計画案

検索



公式マスコットキャラクター トウントゥンク

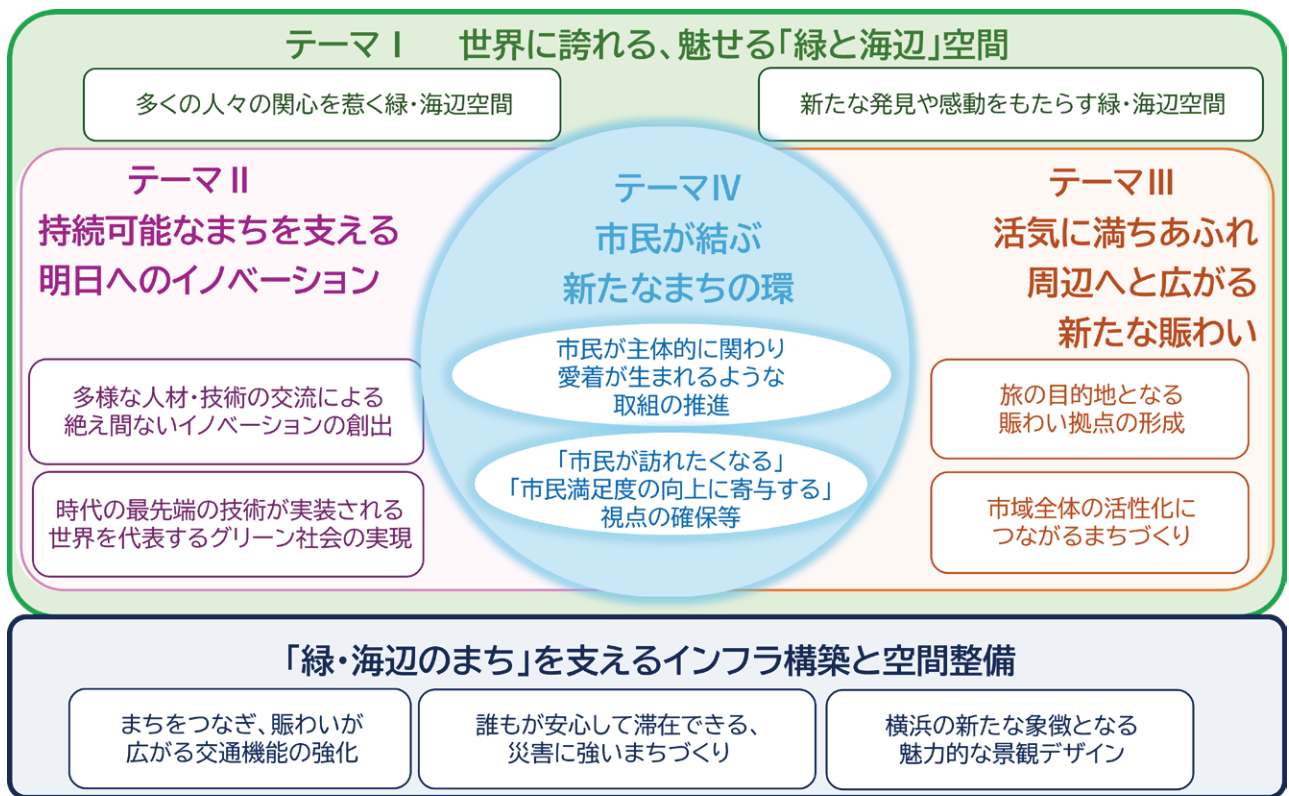
GREEN×EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月横浜・上瀬谷

©Expo 2027



## ● 山下ふ頭の将来像



### 【新たなまちの将来像】

山下ふ頭再開発は、新たなまちの将来像として、まちづくりのテーマと、その土台となるインフラ構築・空間整備の考え方をもとに推進していきます。

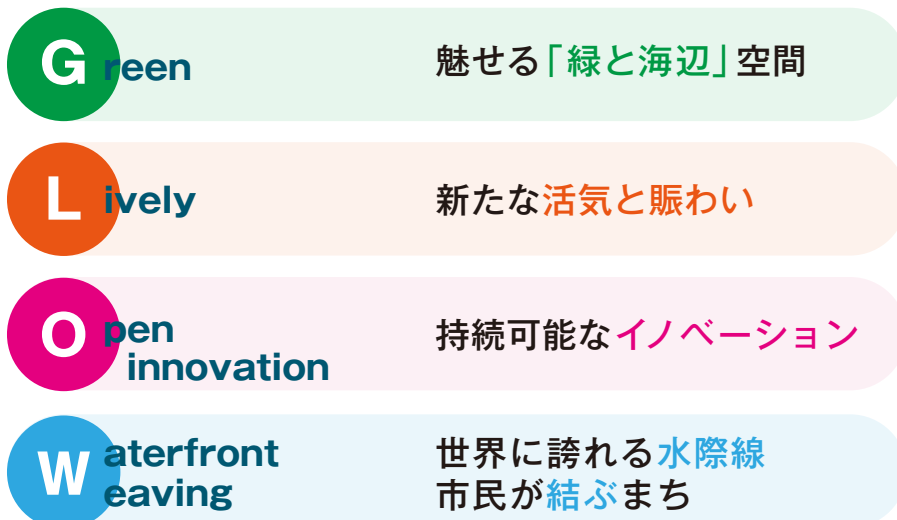
この中で、テーマⅠ「世界に誇れる、魅せる『緑と海辺』空間」は、山下ふ頭再開発の最も大きな軸と位置づけており、テーマⅡ及びⅢを包含する関係性となっています。

また、3つのテーマが重なり合う中心に、「市民が結ぶ新たなまちの環」として、市民の皆様をはじめとする多様な主体が参画できるまちづくりの考え方を示した上で、これまでいただいた市民意見を踏まえた新たな視点等を加え、4番目のテーマとして位置づけています。

## ● 再開発のコンセプト NEW

# GLOW

横浜の“輝き”を世界へ、そして22世紀へ



1 市民の皆様をはじめ、山下ふ頭を訪れる誰もがいきいきと輝けるまちづくりを目指します。

2 新たなまちで生まれる輝きを世界へ発信していきます。

3 市民の皆様にあえられるまちを次世代に継承し、輝きを22世紀へとつなげていきます。

# 事業の方針

## テーマI 世界に誇れる、魅せる「緑と海辺」空間

### 取組方針1

#### 多くの人々の関心を惹く緑・海辺空間

- ① 周辺地域と連なる水際線と、都市を包み込む魅力的な緑・海辺空間の創出
- ② 都市と自然が共生した、ここにしかない緑・海辺

### 取組方針2

#### 新たな発見や感動をもたらす緑・海辺空間

- ① 体験・体感による行動変容や新たな交流を生む緑・海辺の創出
- ② ウォーターフロントの空間が織りなす非日常

## テーマII 持続可能なまちを支える明日へのイノベーション

### 取組方針1

#### 多様な人材・技術の交流による絶え間ないイノベーションの創出

- ① 緑・海辺の環境を生かしたイノベーション拠点の創出
- ② 体験・体感によるイノベーションの循環と発展
- ③ 人材育成によるイノベーション創出のための土壌形成

### 取組方針2

#### 時代の最先端の技術が実装される世界を代表するグリーン社会の実現

- ① 先導的なグリーン技術が広がる、常に新しいまち
- ② 付加価値を生み出す循環型のまちづくり
- ③ 世界の脱炭素化を先導する効果的なエネルギー利用
- ④ 都市に寄り添う自然の再興

## テーマIII 活気に満ちあふれ、周辺へと広がる新たな賑わい

### 取組方針1

#### 旅の目的地となる賑わい拠点の形成

- ① 国内外の多くの人々を惹きつけるコンテンツの導入
- ② 多様な手段による誘客促進

### 取組方針2

#### 市域全体の活性化につながるまちづくり

- ① 市域に広がる魅力と相乗効果を生み出す賑わいの創出
- ② 地域経済の活性化と雇用創出

## 方針の実現に向けたポイント NEW

上記で示した事業の方針を前提としたうえで、その実現に

### 緑・海辺空間の機能

- ・ 臨港パークから山下公園に至る緑の軸線を最大限生かすため、圧倒的な緑量感を持たせながら、空の広がるオープンスペースや水際線に沿った緑を中心とした、都市部のまちづくりにおいて日本最大級のスケールを誇る緑の空間を計画する。
- ・ 区域内に設ける緑の空間は、来街者の安全等を十分に考慮した上で、可能な限り誰にも開かれたものとし、横浜の歴史・文化、最先端の技術体験、ここでしか味わえない景観体験など、多様な魅力が感じられる計画とする。
- ・ 子どもたちが快適かつ安全に海と触れ合い、遊び、生物多様性等の学びが得られる場を計画する。

### イノベーション機能

- ・ サーキュラーエコノミー、ゼロカーボン、ネイチャーポジティブ等、市の施策やGREEN×EXPO 2027のレガシー継承の視点も持ちながら、ディープテックをはじめ、社会課題の解決に資するイノベーション創出を牽引するような、国内外の企業や研究・教育機関等を呼び込む。
- ・ イノベーション創出に携わる人材との交流、市内の教育機関等と連携した次世代を担う若者の育成、実証シーンの可視化等、来街者に開放的な印象を与える取組を展開する。

### 賑わい機能

- ・ 国内外の人々にとって旅の目的地となるような、世界から選ばれる、日本の特色を最大限生かしたコンテンツを計画する。
- ・ 横浜の歴史や文化を感じられる空間、自然を楽しめる空間等、子どもから大人まで、幅広い世代の多様なニーズに応える賑わい機能を導入する。
- ・ ファミリー層、ビジネス層、長期滞在を目的とした来街者等、多様化・グローバル化する宿泊需要に対応できるよう、幅広いタイプの仕様・設備を備えた施設や、商業機能とも一体となったクルーズターミナルを計画する。

## テーマⅣ 市民が結ぶ新たなまちの環 NEW

### 市民意見を踏まえた新たな視点

- ・市民が主体的に関わり、山下ふ頭への愛着が生まれるような取組を通じて、市民の活動に來街者が魅力を感じるまちづくりを行う。
- ・「市民が訪れたい」「市民満足度の向上に寄与する」視点を大切にしながら、横浜の特性を生かした魅力的なまちづくりを行う。
- ・約47haの広大な開発空間全体で一貫したコンセプトを持ちながら、「余白」を意識した空間整備により、持続的な市民参画や変化と進化が絶えない柔軟なまちづくりを行う。

### 市民参画のイメージ

注) 写真はイメージです



出典: iStock.com/ Suwanb

市民が木々や花々などの緑を植え、育てる、時間をかけてアップデートする取組



出典: iStock.com/ newsfocus1

文化・スポーツ・芸術等をきっかけとした日常に寄り添う賑わいに、多様な世代の市民が集まり、交流し、コミュニティが形成されるような環境づくり

## 「緑・海辺のまち」を支えるインフラ構築と空間整備

### 取組方針1

#### まちをつなぎ、賑わいが広がる交通機能の強化

- ① 新たな交通結節点の形成による広域アクセス機能の確保
- ② 埠頭周辺の交通ネットワーク構築による利便性・回遊性の向上
- ③ 埠頭内の円滑な移動につながる環境整備

### 取組方針3

#### 横浜の新たな象徴となる魅力的な景観デザイン

- ① 世界に魅せる、時代を超えて愛される都市景観の創出
- ② 都心臨海部全体との調和と、個性の発揮のバランス
- ③ 山下ふ頭ならではの景観体験の創造

### 取組方針2

#### 誰もが安心して滞在できる、災害に強いまちづくり

- ① 市域全体の防災力向上につながる拠点形成
- ② 災害時に備える空間づくりと体制の構築

向けて、市が重要と考える具体的なポイント等を、導入機能の観点から整理しています。主なものは以下のとおりです。

## 交通機能

- ・主要都市、鉄道駅、空港から來街者を迎え、送客する機能を有する交通ターミナルを計画する。
- ・歩行者動線は、緑の木陰や休憩機能を多く配置し快適性を確保するとともに、楽しみながら回遊できる仕掛けづくりを行う。
- ・横浜港内や羽田空港、都内に整備された拠点と連携し、新たな価値を創出する魅力的な水上交通を計画する。

## 安全・安心機能

- ・災害時には、山下ふ頭2号岸壁及び背後地を活用して緊急物資等の受入・輸送を行う「海の防災拠点」としての機能が十分に発揮できるよう、避難場所やエネルギーの確保、飲料水や備品の備蓄等を行うとともに、市や他の行政機関等の応急対策及び復旧活動に協力する。
- ・区域全体で安心して滞在できるよう、DXを活用しながら適切な防犯体制や警備体制等を計画する。

## 景観形成

- ・再開発全体のコンセプト「GLOW」を表象する、総合的なコンセプトやビジョンを持って、まち全体としてデザインする。
- ・海や緑といった自然と、人工物の連なりが織りなす美しい風景をつくる。
- ・都心臨海部の都市形成の経緯や文脈に十分に配慮するとともに、各地区とのつながりを意識し、その中で個性を発揮する。

## エリアマネジメント

- ・区域内に導入される機能等が地区全体で一体的・効果的に発揮されるよう、事業主体が中心となり、周辺地域、市民、行政との連携を図りながらエリアマネジメントの組織を設立・運営する。

## 環境配慮

- ・自然エネルギーや次世代エネルギーの活用、環境保全の活動、低炭素モビリティの導入等、あらゆる機会を通じた取組により、区域内でのゼロカーボンを達成する。

## 教育・子育て

- ・子育て世代が憩える、子どもと安心して遊べる、働きやすいなど、多様なニーズを捉えた取組を展開する。



## 山下ふ頭の特長

約47haに及ぶ広大な開発空間

周囲を囲む穏やかな水域

高い交通利便性

横浜港の良好な景観

周辺の観光資源

## 立地



あなたの意見をお聞かせください

募集期間

令和8年4月7日(火)  
～5月31日(日)

## ご意見の提出方法

次の方法で、ご意見をお寄せください。

### ①はがき

(左下のはがきを切り取り、ご使用ください。)

【切手不要 当日消印有効】

### ②インターネット入力フォーム

URLまたは二次元コードからアクセスし、ご提出ください。



URL:

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/444f51c3-3d9a-410a-8167-507979274486/start>

## 提出にあたっての注意事項

- 電話や口頭でのご意見の受付や、個別の回答はいたしません。
- ご意見の内容は、個人情報を除き、後日Webサイトで公表します。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ご意見に付記いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき適正に管理し、本市民意見募集に関する業務にのみ利用します。

※切り取り線※

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局  
承認

3112

差出有効期間  
令和8年5月  
31日まで  
(切手不要)

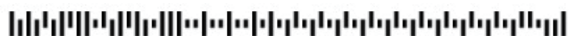
2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

見本

神奈川県横浜市中区本町  
6丁目50番地の10  
横浜市港湾局 山下ふ頭再開発調整課 行

※切り取り線※



該当する項目にチェック・記入をお願いします

- 【住 所】  横浜市 区  
 横浜市外
- 【年 代】  ~10歳代  20歳代  
 30歳代  40歳代  
 50歳代  60歳代  
 70歳代  80歳代~

ご協力ありがとうございました

横浜市 港湾局  
山下ふ頭再開発調整課  
令和8年4月作成  
TEL : 045-671-7314  
FAX : 045-550-4961

## 地域ケアプラザの福祉・保健の窓口相談時間変更について【情報提供】

### 1 趣旨

令和8年10月から、地域ケアプラザの窓口相談時間を、「月～土曜日の日中」に変更します。日・祝日の日中はコールセンター※で対応しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。（※現在、夜間や休館日(年末年始等)にコールセンター(看護師等)で対応中。）

#### <理由>

福祉人材の確保が非常に厳しい中、地域ケアプラザの相談件数は、約10年で1.5倍程度に増加しています。今後、超高齢社会が進展する中、さらなる相談件数の増加が見込まれるため、相談が多い時間帯(平日日中)に注力する職員配置とし、地域の皆様からのご相談や地域の皆様との連携に努めてまいります。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 窓口相談時間変更の概要

#### 【変更前】

令和8年9月まで		
月～土	9～18時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	18～翌9時	電話相談 コールセンター
日・祝	9～17時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	17～翌9時	電話相談 コールセンター



#### 【変更後】

令和8年10月から		
月～土	9～17時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	17～翌9時	電話相談 コールセンター
日・祝	9～翌9時	電話相談 コールセンター

#### 【変更の理由】

- ・相談件数は約10年で1.5倍に増加していますが、曜日や時間帯によって差が見られます。（日曜日・祝日は平日の1/4、土曜日の1/2。17時以降はほとんどない状況。）
- ・このため、相談が多い時間帯に職員が注力できるよう、窓口相談時間を変更します。
- ・開館時間(部屋の貸出)は、これまでどおり、変更はございません。

担当 中区福祉保健課事業企画担当 福田・島田

TEL 045-224-8330

FAX 045-224-8157

## ハザードマップの更新について【周知依頼】

### 1 趣旨

この度、横浜市が公表している「浸水ハザードマップ」のうち、「内水面（内水ハザードマップの地図面）」と「情報面（情報の入手方法など）」など一部の内容を更新しました。  
つきましては、以下のとおり、各区役所、土木事務所への配架及び全戸配布を行いますので、ご承知おきいただき、周知につきましてよろしくお願ひします。

### 2 お願いしたいこと

- 【区 連 長】ご承知おきください。
- 【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。
- 【単位会長】定例会等で周知をお願いします。

### 3 更新・配布時期

- ・ ウェブサイトでの公開及び区役所や土木事務所での配架開始：6月から順次予定
- ・ 全戸配布の予定：年度内配布予定
- ※ 委託事業者によりポスティングで配布をさせていただく予定です。

### 4 更新の内容（以下「参考図」参照）

内水面（内水ハザードマップ）に参考図のとおり①～③の項目を追加記載

（参考図）

項目	本市の対応
浸水想定区域図に必要な項目（浸水想定区域、浸水深）	現行のハザードマップに記載済
洪水予報等の伝達方法	
避難場所 ①	ハザードマップに追加記載
土砂災害警戒区域 ②	
浸水想定区域内の要配慮者利用施設等 ③	市ホームページに施設一覧掲載及びハザードマップに当該一覧の二次元コードを追加記載

**指定緊急避難場所一覧（切迫した災害の危険から逃れるための場所）**

○指定緊急避難場所とはあくまで避難場所の候補であり、災害時は災害規模や状況によって開設場所を判断するため、すべての避難場所を開設するわけではありませんので、避難する際は、必ず、市・区のホームページやテレビ（データ放送）等で開設されている避難場所をご確認ください。

※指定緊急避難場所（災害対策基本法に基づいた、切迫した災害の危険から逃れるための一時的な避難場所です。災害個別（洪水や土砂災害など）ごとに指定しています。）

No.	指定緊急避難場所	所在地	位置	No.	指定緊急避難場所	所在地	位置
①	富士野小学校	神奈川207	F-8	⑥	上野原の森小学校	上野原1422	G-4
②	保土ヶ谷小学校	神奈川129-4	E-7	⑦	新井小学校	上野原1514-1	B-3
③	鶴巻小学校	川崎町50-1	B-6	⑧	新井小学校	川崎町1324-1	B-5
④	若狭小学校	若狭町22-1	D-7	⑨	保土ヶ谷小学校	保土ヶ谷	D-6
⑤	住吉小学校	住吉町1-1	D-7	⑩	保土ヶ谷小学校	住吉町1-22-1	C-7
⑥	藤子小学校	藤子町1-10	E-6	⑪	藤子小学校	藤子町245	D-8
⑦	藤子小学校	藤子町18-1	E-6	⑫	藤子小学校	藤子町2-4-1	D-8
⑧	保土ヶ谷小学校	保土ヶ谷145	D-6	⑬	保土ヶ谷小学校	保土ヶ谷1-1	D-5
⑨	保土ヶ谷小学校	保土ヶ谷1162	G-5	⑭	保土ヶ谷小学校	保土ヶ谷1-1000	F-6
⑩	上野原小学校	上野原町1-0	G-3	⑮	保土ヶ谷小学校	川崎町1326	G-6
⑪	上野原小学校	上野原町1-1	G-3	⑯	保土ヶ谷小学校	川崎町1163-2	D-6
⑫	保土ヶ谷小学校	保土ヶ谷13-1	E-7	⑰	保土ヶ谷小学校	保土ヶ谷2-6-1	D-7
⑬	保土ヶ谷小学校	保土ヶ谷22-1	D-5	⑱	保土ヶ谷小学校	保土ヶ谷43-7	B-4
⑭	上野原小学校	上野原2-31-1	D-5				

**想定条件**  
1時間で153mmの降雨  
想定最大規模降雨

内水ハザードマップの更新イメージ

※ 今回の更新にあわせ、洪水面（洪水ハザードマップ）等の避難場所の表記などを修正している区もあります。

## 初期消火器具整備費用の一部補助について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新する費用（器材全て又は一部）を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

#### 初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式  
初期消火器具(可搬式)

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等でご検討いただき、申請する場合はお住いの区の消防署所にご相談の上、申請を行ってください。  
単位会長あて資料を送付します。

### 3 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 取扱いに関する訓練等を定期的実施できる。

### 4 申請方法

- (1) 受付期間：令和8年4月1日（水）から9月30日（水）まで
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、お住いの区の消防署所にご提出をお願いします。

※申請書は横浜市ウェブサイトからのダウンロードまたは最寄りの消防署所でお渡します。

○「横浜市 初期消火器具」で検索

○二次元コード



## 5 補助の対象経費

今年度も引き続き、下記表の①及び②に該当する補助を実施します。

また、令和7年度からは、③横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合、初期消火器具の整備費用の10分の9に相当する額（上限27万円）を補助するメニューを新たに追加しています。

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の新規設置又は全部更新の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限20万円/1件）
②	初期消火器具の一部更新の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限7万円/1件）
③	<u>「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合</u>	<u>初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の9/10に相当する額（上限27万円/1件）</u>

## 6 補助金要綱の改正及び申請条件の緩和について

要綱の改正を行い、令和8年度から下記の点について、申請条件の緩和を行いました。

一部条件を設けさせていただいておりますので、申請の際は、ご確認いただきますようお願いいたします。

- (1) 補助金の請求に関して、令和8年度の自治会町内会の資金状況等を勘案し、前金払いを可能としました。

※自治会町内会の事業計画、総会資料等で資金状況を確認させていただき、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ補助事業を実施できないと認められる場合で、かつ、初期消火器具を1基も所有していないことが条件になります。

※前払いに関する申請書の提出可能期限は、原則として毎年7月末日となります。

- (2) 世帯数の少ない複数自治会町内会での共同整備を可能としました。

※合計世帯数が650世帯未満であり、関係する自治会町内会すべてが初期消火器具の購入に関する費用を負担していること及び購入する初期消火器具がスタンドパイプ式初期消火器具であることが条件になります。

## 7 中区重点対策地域

<a href="#">中区A (PDF : 2,493KB)</a>	【全域】 上野町1丁目、上野町2丁目、上野町3丁目、柏葉、鷲山、竹之丸、立野、千代崎町1丁目千代崎町2丁目、西竹之丸、西之谷町、本郷町1丁目、本郷町2丁目、本郷町3丁目、本牧町1丁目、本牧町2丁目、本牧満坂、麦田町2丁目、麦田町3丁目、麦田町4丁目、大和町1丁目、大和町2丁目、山元町1丁目、山元町2丁目、山元町3丁目 【地域の一部】 大芝台、大平町、北方町1丁目、北方町2丁目、千代崎町3丁目、千代崎町4丁目、寺久保、本牧荒井、本牧緑ヶ丘、簗沢、矢口台、山手町、山元町4丁目
<a href="#">中区B (PDF : 470KB)</a>	【全域】 赤門町1丁目、英町 【地域の一部】 初音町1丁目、初音町2丁目、初音町3丁目

※横浜市 HP から引用

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukurikankyo/toshiseibi/bosai/jishinkasai/taishyoarea.html>

※申請要件や書類等のお問い合わせは、お住いの区の消防署所へご連絡ください。

担当：中消防署 総務・予防課 予防担当 奥田、 <u>菊田</u> TEL/FAX：045-251-0119 E-mail:sy-nakayobo@city.yokohama.lg.jp
--

## 横浜グリーンエクスポの横浜市の取組等について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

3月19日に開催した「開催1年前発表会」で公表した横浜市の取組等についてお知らせします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 【参考】横浜グリーンエクスポ全体の最新情報

開催1年前を契機に、GREEN×EXPO 協会より様々な最新情報が公表されましたのでお知らせします。

- 主催者展示となる「テーマ館」や「園芸文化館」、政府出展となる「日本政府苑」をはじめ、Village 出展やテーマ営業出展等の各出展の概要など、具体的な内容が発表されました。
- また、公式参加者としての国際出展は、57か国・4国際機関の参加が公表されています。

最新の会場図、出展イメージ等が掲載されているパンフレットや新しい魅力発信動画も公開しています。



パンフレットはこちら↓



新しい魅力発信動画はこちら↓



○横浜グリーンエクスポの魅力を発信していただく新たな公式アンバサダーに「ゆず」の北川悠仁さんと岩沢厚治さんが就任しました。

さらに、GREEN×EXPO 2027 の開催に向けてコラボレーションソングの制作も発表されました。



(公式アンバサダーとのフォトセッション)

○GREEN×EXPO 2027 の魅力づくりに貢献いただく大型プロジェクト協賛については、2者の展示概要とともに新たな協賛者3者を発表、特別協力パートナーと併せて、会場内モビリティ営業出店2者、会場内郵便局の開設も決定いたしました。

#### ■プロジェクト協賛 展示概要

プロジェクト協賛では、GREEN×EXPO 2027 の世界観に御賛同いただいた企業・団体の皆さまの理念や技術等も盛り込んだコンテンツが提供されます。大型プロジェクトの協賛企業について、既に公表している2者の展示概要が発表されました。

<p>●大成建設グループ 魅力創出プロジェクト ダイヤモンドパートナー</p>  <p>提供：大成建設株式会社一級建築士事務所 「TAISEI GREEN TERRACE (仮称)」は、会場を一望するランドマーク。素晴らしい眺望を体験して下さい。</p>	<p>●明治安田生命保険相互会社 にぎわい創出プロジェクト プラチナパートナー</p>  <p>来場者が健康や地域の魅力を体験できるサードプレイス「明治安田『健活パーク』」を設置し、明治安田が未来につなげていきたい全国各地の伝統や文化を体験できるイベントを展開します。</p>
--	--

(プロジェクト協賛を既に公表している2者の展示概要)

#### ■特別協力パートナー

- ・日本財団

#### ■大型プロジェクト協賛者（新たに加わった3者）

- ・日本生命保険相互会社：テーマ館プロジェクト プラチナパートナー
- ・株式会社ピエクレックス：にぎわい創出プロジェクト プラチナパートナー
- ・サントリーホールディングス株式会社：にぎわい創出プロジェクト ゴールドパートナー

#### ■会場内モビリティ営業出店

- ・泉陽興業株式会社
- ・株式会社マクニカ（※五十音順）

#### ■会場内郵便局の開設

日本郵便株式会社が、GREEN×EXPO 2027 の入場ゲート付近に郵便局を1カ所開設します。国内外から訪れる来場者へ、郵便サービスなどをご提供いただきます（通常の郵便局とは一部取扱いが異なります。）。

詳細は協会記者資料ご覧ください↓



その他、詳しい情報は協会 HP まで↓



#### 4 横浜市出展について

本市では、会場内に5つあるビレッジのうち、2つの Village で地球にやさしい暮らしや身近な環境とのかかわりを体感していただく、「発信拠点」と「活動拠点」の2つを設けます。

### 横浜市からの発信（市出展）



### 【発信拠点】

入場ゲートから最も近い「Urban GX Village」では、グリーン社会を実現するための新しいライフスタイルや先進技術が体験できる屋内展示を、市民・企業の皆様と協力して行います。

限りある資源を大切に作る様々な暮らし方に触れる「行動変容体験ゾーン」、50以上の企業・団体の協力のもと、未来の循環型社会を作る先進技術に触れる「先進技術体験ゾーン」の、2つのテーマで屋内展示を構成します。



(発信拠点の外観のイメージ図)

### 【活動拠点】

会場の一番奥にある「SATOYAMA Village」では、公園愛護会などの市内環境活動団体や市民の皆様が、横浜市内産の植物で花壇を作ったり、環境について楽しみながら学べる体験プログラムを行ったりする、屋外活動の拠点を設けます。



(活動拠点のウェルカムガーデンのイメージ図)

## 5 活動拠点のボランティアユニフォームのお披露目について

ユニフォームは、環境にやさしい植物由来の素材を採用しており、**環境配慮型のユニフォームを着用して活動するボランティアの姿を通じて、循環型都市の実現に向けた取組を発信**していきます。

※活動拠点のボランティアは、7月から募集開始の予定

※EXPO 全体の植物管理と運営のボランティアは4月30日まで募集中



(ユニフォームお披露目の様子)

## 6 区民活動デイ・横浜ウィーク

日頃から文化活動等をされている方によるステージでの発表や、地産地消・区の特産品の展示・販売ブース等による出店など、**区民の皆様が主体的に参加していただける機会を提供**します。

また、横浜の魅力を生かした、ここでしか得られない体験を、**市民や来場者と「ともに作り、みんなで楽しむ」**、スペシャルなウィークを会場全体で展開します。



(イベントのイメージ)

## 7 チケットについて

### (1) 販売場所

#### ①GREEN×EXPO 2027 チケットサイト（電子チケット等）

<https://ticket.expo2027yokohama.or.jp/>



#### ②協会が販売契約を締結した販売事業者の Web サイト及び店頭

##### 【販売事業者一覧】

<https://expo2027yokohama.or.jp/tickets-index/resellers/>



次の店舗で紙チケットを取り扱っています（取扱い券種は「1日券」のみ）。

- ・株式会社 阪急交通社 新橋サービスセンター  
東京都港区新橋 3-3-9 KHD 東京ビル 1F
- ・株式会社 阪急交通社 横浜サービスセンター  
横浜市神奈川区鶴屋町 2 丁目 23-2 TS プラザビルディング 11F （3月31日時点）

### <紙チケットデザイン>



表面



裏面

### (2) 来場日予約について

GREEN×EXPO 2027 では、来場者の皆様に安全かつ快適にお楽しみいただくために、来場日時予約制度が導入されます。

#### 【来場日時予約について】

入場チケットを購入後、公式チケットサイトにて来場日時を予約していただきます。予約開始は今年の秋頃を予定しています。

日時予約の詳細については、予約開始のお知らせの際にご案内予定です。

※来場日時予約は、1日券、通期パス等全ての券種において必要になります。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課  
担当 中島、橋本  
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223  
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

## 自治会町内会館整備について【事業説明】

### 1 事業の趣旨

令和 9 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 9 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、補助対象となる自治会町内会については、令和 9 年度予算確定後、その範囲内において決定させていただく予定です。

※ 公園集会所の整備を予定している団体についても、同様の申出をお願いします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

### 3 制度について

#### （1）制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。

右記、二次元バーコードよりアクセスください。



#### （2）整備の種類、補助率、補助限度額

整備の種類	補助率	補助限度額
新築・購入	2 分の 1	125,000 円/m <sup>2</sup> かつ 1,500 万円
特殊基礎 工事費	2 分の 1	300 万円
エレベーター 設置工事費	2 分の 1	300 万円
増築	2 分の 1	630 万円
耐震補強工事	2 分の 1	380 万円
修繕	2 分の 1	250 万円

#### 4 事前申出の提出

【申込方法】 各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】 令和8年7月6日（月）

#### 5 今後のスケジュール

① 令和8年7月6日（月）

事前申出の申込期限

（内容を審査した上、予算編成の際、基礎データとします）

② 令和9年3月末頃

令和9年度予算の確定後、予算枠の範囲内において、補助申請の受付対象となる自治会町内会を決定します。

③ 令和9年4月以降

補助対象となった自治会町内会におかれましては、随時、補助申請書等の提出をお願いします。

#### 6 その他

(1) 風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。

(2) 公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。

(3) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED 照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課

担当 大内（康）

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

# 自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和8年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。

**自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。**

## ◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

### 1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者（※1）による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。（※2））
- (9) **補助対象経費が100万円以上の整備である**

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

### 2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断（※）に基づいて行う工事 （※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。  
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

### 3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度の夏頃までに、事前の申出が必要です。令和9年度の会館整備については、令和8年7月6日(月)までに、各区役所地域振興課に事前の申出をお願いします。
- (2) 予算の範囲内で、整備の種類や築年数などを勘案し、対象となる自治会町内会を決定する予定です(事前申出いただいても対象とならない場合があります)。

#### 【予算割当の優先順位の考え方】

- ・昭和56年以前の旧耐震基準の会館の建替えや耐震補強工事を優先します。
- ・築年数の古い会館を優先します。

- (3) 横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。
- (4) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (5) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。  
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。 ※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

### 4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

### 5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備  
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

## 6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間（※注）」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
  - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
  - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
  - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

## ◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

### 1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

### 2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

### 3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

### 4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

### 5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

## ◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要です。事前にご相談ください。

## ◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

## ◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8412
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課  
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



区連会 4 月定例会資料  
令和 8 年 4 月 17 日  
青少年交流・活動支援スペース

自治会町内会長各位

公益財団法人よこはまユース  
青少年交流・活動支援スペース

2026 年度さくらリビング  
中高生夏期ボランティアの受け入れについて（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

青少年交流・活動支援スペース（さくらリビング）は、青少年の文化・交流活動を支援し、青少年の自立促進や育成を図る拠点施設です。当施設では青少年が多様な体験を通して地域社会への関心を高め、社会参加への意欲を育むことを目的として、毎年夏休み期間に中高生世代を対象としたボランティア事業を実施しております。この度、夏祭りなどの地域活動で中高生ボランティアを受け入れていただける自治会や町内会を募集させていただくことになりました。

ぜひ青少年に地域社会とつながる体験機会をご提供いただければ幸いです。募集の詳細については別紙募集要項をご参照ください。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・2026 年度さくらリビング中高生夏期ボランティア受け入れ団体募集要項

【問合せ先】公益財団法人よこはまユース 施設課  
青少年交流・活動支援スペース（さくらリビング）

担当：西川・品川・南

TEL 045-263-8020 FAX 045-263-8252

MAIL [kkospace@yokohama-youth.jp](mailto:kkospace@yokohama-youth.jp)

# 2026年度さくらリビング 中高生夏期ボランティア 受け入れ団体募集要項



青少年交流・活動支援スペース(愛称:さくらリビング)は、青少年の文化・交流活動を支援し、青少年の自立促進や育成を図る拠点施設です。さくらリビングでは、青少年が多様な体験を通して地域社会への関心を高め、社会参加への意欲を育むことを目的として、毎年夏休み期間に中高生世代を対象としたボランティア事業を実施しています。事業にご協力いただき、青少年に体験機会を提供していただける施設・団体を募集いたします。

## ● 団体要件

横浜市内の施設または市内で活動する団体  
 ※ただし政治や宗教、営利を目的とした活動でないこと。  
 公序良俗に反する活動や個人的なご依頼もお受けできません。

## ● 募集团体数

10団体程度

## ● 募集締め切り

5月15日(金)(上限に達し次第受付を終了します。)

## ● 申込方法

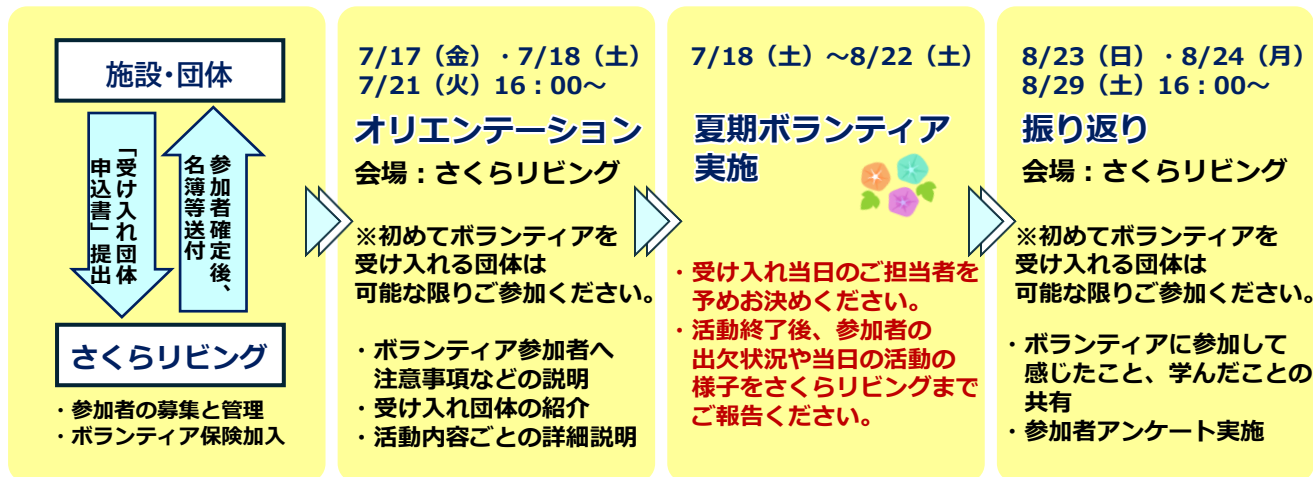
裏面の「受け入れ団体申込書」またはGoogleフォームを送信

## 受け入れ団体や活動の例

- ・放課後キッズクラブなどでの子どもの見守り、遊び相手
- ・子ども食堂のお手伝い
- ・地域の夏祭りのお手伝い
- ・障がい者施設のサポート
- ・小中学生の学習支援
- ・宿泊体験施設の清掃
- ・駅前での街案内 など



## ● ボランティア受け入れの流れ



## 《問い合わせ先》

### 青少年交流・活動支援スペース(さくらリビング)

(運営団体:公益財団法人よこはまユース)

- 【住所】 中区桜木町1-1ぴおシティ6階
- 【電話】 045-263-8020
- 【メール】 kkspace@yokohama-youth.jp
- 【担当】 西川・品川・南



# 中高生夏期ボランティア 受け入れ団体申込書

締め切り 5月15日(金) (上限に達し次第受付を終了します)

団体名または施設名	
ご担当者	
連絡先(電話)	
連絡先(メール)	

\* ボランティア募集チラシに掲載する内容  
(紙面に限りがあるため内容を編集させていただくことがあります。)

団体・施設の紹介	
ボランティアに依頼したいこと	
受け入れ日程 ※7/18(土)~8/22(土)の間で 受け入れ可能な日、時間帯	
活動場所	住所 施設名
受け入れ可能人数 ※複数日程の場合は1日あたりの人数	
持ち物、服装など	
その他条件、連絡事項など (例)雨天中止 高校生のみ受け入れ など	
活動当日の緊急連絡先、担当者 ※欠席連絡等に使用します。参加者にお伝え してもよい連絡先(電話、メールアドレス)を ご記入ください。	

## 送付先

青少年交流・活動支援スペース(さくらリビング)  
【メール】 kkspace@yokohama-youth.jp  
【FAX】 045-263-8252  
【担当】 西川・品川・南



Googleフォームでも  
送信できます

中日赤発第1号  
令和8年4月17日

自治会町内会 様

日赤中区地区委員会  
委員長 永井 由香

## 令和8年度中区赤十字会費（活動資金）募集のお願い

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より赤十字運動の推進につきましては、あたたかいご支援とご協力をいただき、心からお礼を申し上げます。

前年度の赤十字会費募集に際しましても、格別のご協力を賜りましたことを、深く感謝申し上げます。

本年度も裏面の実施計画により会費の募集を進めてまいります。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、貴自治会町内会におかれましても、引き続き赤十字運動へのご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

貴会赤十字会 \_\_\_\_\_ ●●●●● \_\_\_\_\_ 円

※1世帯当たりの目安額 200円×貴会世帯数×90%

目安額はあくまでも参考です。募集は任意であり、強制ではありません

[参考] 昨年度（令和7年度）貴会赤十字実績 ○○○○○ 円

【日赤中区地区委員会事務局】

中区社会福祉協議会 担当：沼澤・杉山

TEL 681-6664

## 令和8年度中区赤十字会費募集運動実施計画

赤十字事業活動の推進に要する会費を募集いたします。

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| (1) 目 安 額     | 9,025,020円         |
| (2) 1世帯あたり目安額 | 200円               |
| (3) 募 集 期 間   | 令和8年5月から6月を中心とする通年 |

\* 6月26日（金）を目安に納入をお願い申し上げます。

### 各自治会町内会の皆様へ

日本赤十字社は人道の理念のもと、世界中 189 か国にある赤十字の一つとして、多発する国内外での自然災害被災者や紛争犠牲者の支援活動、健康安全事業等を行っております。

神奈川県支部では皆さまからの会費（活動資金）を「災害救護事業（国際・国内）」「健康・安全事業」「医療、献血事業」「青少年育成」「社会福祉事業」等に使用させていただいており、日赤中区地区委員会は、今年度下記の活動を予定しております。

#### 【令和8年度中区地区委員会の事業予定】

- 1 救急法講習会等の開催
- 2 災害見舞金品支給活動
- 3 ひとり暮らし高齢者の見守り活動推進事業

\*ひとり暮らし高齢者の見守り活動推進事業 みまもり安心グッズ「おふくろさん」配付事業



区内のひとり暮らし高齢者等に、民生委員と地区社会福祉協議会が「防災グッズ（懐中電灯、笛、緊急連絡先カードなど）」を配布し見守り訪問活動を行っています。このグッズを配布することが“地域で見守りをする”体制の一つとなっています。

自治会町内会 会長様

中区安全安心推進協会  
会長 永井 由香

令和8年度中区安全安心推進協会賛助金のお願い

時下 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より安全安心推進協会の事業につきまして、ご支援・ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

毎年、当協会の賛助金募集に際しまして、格別のご協力をいただいておりますことを、深く感謝申し上げます。

本年度も裏面の実施計画により賛助金の募集運動を進めてまいります。

つきましては、誠に恐れ入りますが、貴自治会町内会におかれましても、この賛助金へのご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【 賛助金目安額 】**    **《 目安額 》**    円

※1 世帯あたりの目安額 10円×世帯数(●●●)×90%

(あくまでも目安額であり、決して「割当額」ではなく強制ではありません)

[参考]昨年度(令和7年度) 賛助金実績    《 前年度実績 》    円

～ご注意～

「ゆうちょ銀行」の手数料が令和4年1月17日から改定されました。

窓口やATMにおける各種払込サービスの利用時に**現金で支払う場合**には、1件ごとに110円が手数料に加算されます。(払込者負担)

また、窓口への硬貨持ち込みが50枚を超える場合、枚数に応じた手数料がかかります。お手数ですが、お振込みいただく際は、ご注意ください。

【中区安全安心推進協会事務局】  
中区社会福祉協議会 担当：青木  
TEL 681-6664



令和8年4月17日

自治会町内会長 様

世界トライアスロンシリーズ横浜大会組織委員会  
事務局次長

2026 世界トライアスロン横浜大会  
(2026 ワールドトライアスロン・パラトライアスロンシリーズ横浜大会)  
開催に伴う交通規制のお知らせについて

平素より、皆様には世界トライアスロン横浜大会開催に関し多大なるご尽力を賜り、改めて厚くお礼申し上げます。

さて、2026 大会は5月16日（土）17日（日）の開催に向けて、安全、安心な大会運営を行うために準備を進めておりますが、実施にあたり、沿道周辺で交通規制を実施させていただく予定です。

つきましては、交通規制チラシを作成いたしましたので、交通規制に関してのご理解・ご協力と、自治会町内会掲示板への掲出に関してのご協力をよろしくお願いいたします。

1 交通規制日時

令和8年5月15日（金）試走	6時頃～7時頃
5月16日（土）エリート・パラ	6時30分頃～15時20分頃
5月17日（日）エイジ・エイジパラ	7時頃～14時00分頃

2 交通規制場所と時間

別紙「交通規制のお知らせ」チラシのとおり

3 問い合わせ先

■大会情報のお問い合わせ先（平日9:00～17:00）

世界トライアスロンシリーズ横浜大会組織委員会事務局

電話番号 045-680-5538

■大会開催に関わる交通情報のお問い合わせ先

（公財）日本道路交通情報センター（5/16, 17のみ）

電話番号 050-3369-6614

担当 世界トライアスロンシリーズ横浜大会  
組織委員会事務局 相田  
電話:680-5538 FAX:641-2371  
Email: aida@yokohamatriathlon.jp

# 2026 ワールドトライアスロン・パラトライアスロンシリーズ横浜大会 交通規制のお知らせ

世界トライアスロンシリーズ横浜大会組織委員会/神奈川県警察

## 交通規制へのご協力をお願いします。

両日この方面への車でののお出かけは、できるだけお控えください。交通規制・う回については、案内看板や現場の警察官、警備員の指示に従ってください。

航空法に基づき、許可等を問わずにコース及び会場周辺で無人航空機(ドローン)を飛行させることはできません。

エリート・エリートパラ  
5月16日(土)

規制時間  
**6:00頃～  
15:20頃**

※競技進行状況によっては規制時間が延びる場合があります。

みなとみらい21周辺道路、  
大さん橋、山下公園周辺、  
国道133号県庁前へは  
6:30頃～15:20頃まで  
出入りできません。

※みなとみらいトンネル(山内ふ頭側)、  
6:25頃から進入できません。  
※国道133号は混雑が予想されます。



エイパラ・エイグループ  
5月17日(日)

規制時間  
**6:00頃～  
14:00頃**

※競技進行状況によっては規制時間が延びる場合があります。

山下公園・山下ふ頭周辺へは  
7:00頃～13:20頃まで  
出入りできません。

※A突堤及び新山下地区へはA突堤入口交差点、  
鴨橋入口交差点より出入りできます。



エリート・エリートパラ試走  
5月15日(金)

規制時間  
**6:00頃～7:00頃**

※エリート大会出場選手のバイクコース試走が行われ、下図コースにおいて、選手通過時に一時的な交通規制が実施されます。  
山下公園通りについては7:00頃～7:20頃まで一部車線規制を行います。



■大会情報のお問い合わせ先平日 9:00～17:00)  
世界トライアスロンシリーズ横浜大会組織委員会事務局  
Tel. 045-680-5538

■大会開催に関わる交通渋滞情報のお問い合わせ先  
(公財)日本道路交通情報センター(5/16,17のみ)  
Tel. 050-3369-6614

令和8年4月1日～16歳以上の自転車交通違反に  
**交通反則通告制度 導入!**



詳しくはこちら  
警察庁  
自転車ポータルサイト

## 本牧市民公園再整備について

本牧市民公園再整備は令和 2 年度に「上海横浜友好園」を再整備するなど、これまで主に公園西側の整備を進めており、今後の取組として、「インクルーシブな遊び場」の新設整備等を行う予定です。このたび、「インクルーシブな遊び場」の計画案がまとまりましたのでご報告するとともに、R 8 年度に一部整備工事に着手したいので工事内容をご説明します。

### 1 場所

本牧市民公園（中区本牧三之谷59番）

### 2 説明内容

今後の本牧市民公園再整備のメイン取組として位置づけている「インクルーシブな遊び場」の新設整備についての計画案と R 8 年度の一部整備工事内容をご説明します。

### 3 依頼事項

なし（事業の説明のみ）

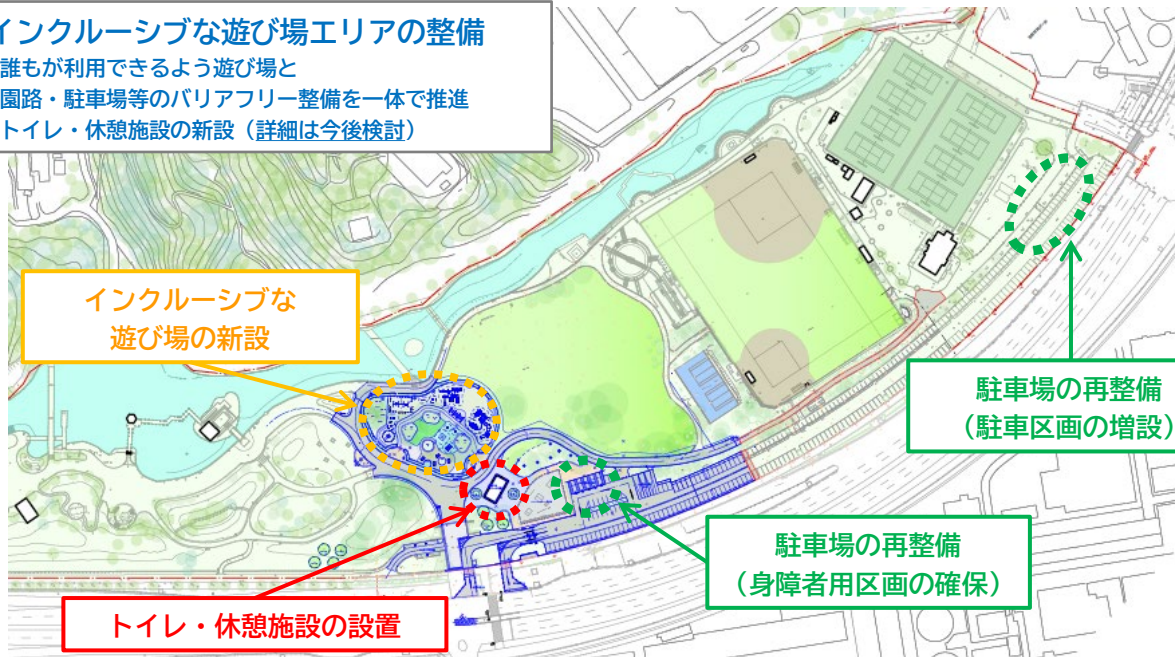
担当 みどり環境局公園緑地事業課  
岡部、阿部（TEL 045-671-2652）

# 1 インクルーシブな遊び場の計画内容（案）について

障がいのある方々を支援する団体や地元小学生の皆さんのご意見を伺いました → **ご意見をふまえて、計画案として取りまとめました！**

## ◆インクルーシブな遊び場エリアの整備

- 誰もが利用できるよう遊び場と  
園路・駐車場等のバリアフリー整備を一体で推進
- トイレ・休憩施設の新設（詳細は今後検討）

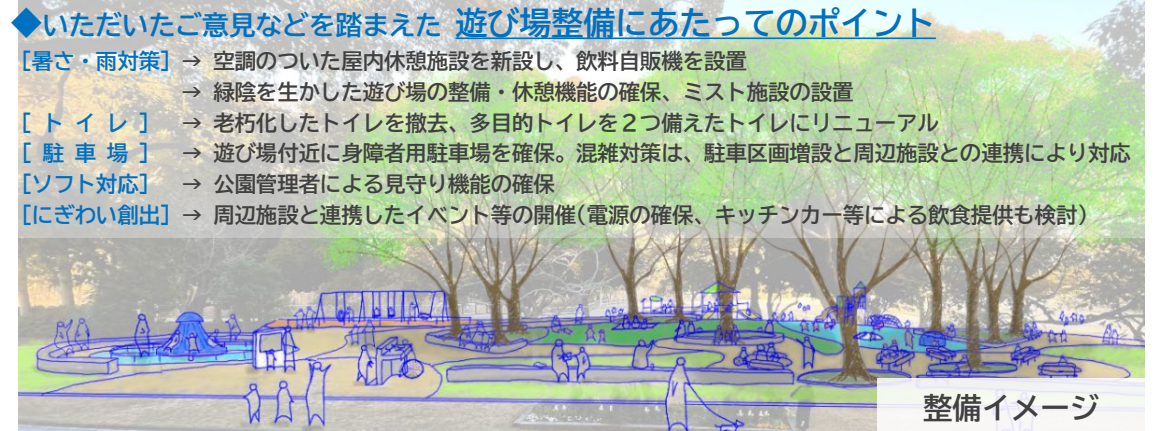


## ◆主なご意見

- ・屋内休憩所の充実と、多目的トイレの増設を検討してほしい
- ・暑さや雨をしのげる待機スペースが欲しい 自販機等の設置を検討してほしい
- ・遊び場と身障者用駐車場はなるべく近づけてほしい
- ・[弾む・叩く] といった、体に刺激が与えられる遊具や健康遊具がほしい

## ◆いただいたご意見などを踏まえた 遊び場整備にあたってのポイント

- [暑さ・雨対策]** → 空調のついた屋内休憩施設を新設し、飲料自販機を設置  
→ 緑陰を生かした遊び場の整備・休憩機能の確保、ミスト施設の設置
- [トイレ]** → 老朽化したトイレを撤去、多目的トイレを2つ備えたトイレにリニューアル
- [駐車場]** → 遊び場付近に身障者用駐車場を確保。混雑対策は、駐車区画増設と周辺施設との連携により対応
- [ソフト対応]** → 公園管理者による見守り機能の確保
- [にぎわい創出]** → 周辺施設と連携したイベント等の開催(電源の確保、キッチンカー等による飲食提供も検討)



## ◆インクルーシブな遊び場の配置案

ご意見を踏まえ、誰もが利用しやすく幅広い層が楽しめる遊び場を目指し遊具等を配置

身体を委ねて楽しむ遊具【ゆるる・バランス】

大型三連ブランコ  
背もたれ付ブランコ

スイング遊具

健康遊具【ストレッチ】

ダブル踏み台昇降

ぶらぶらストレッチ

分かりやすい案内施設

案内サイン  
(総合案内・広場説明)

遊具説明サイン

路面標示

音を楽しむ遊具【鳴らす】

タイコ遊具

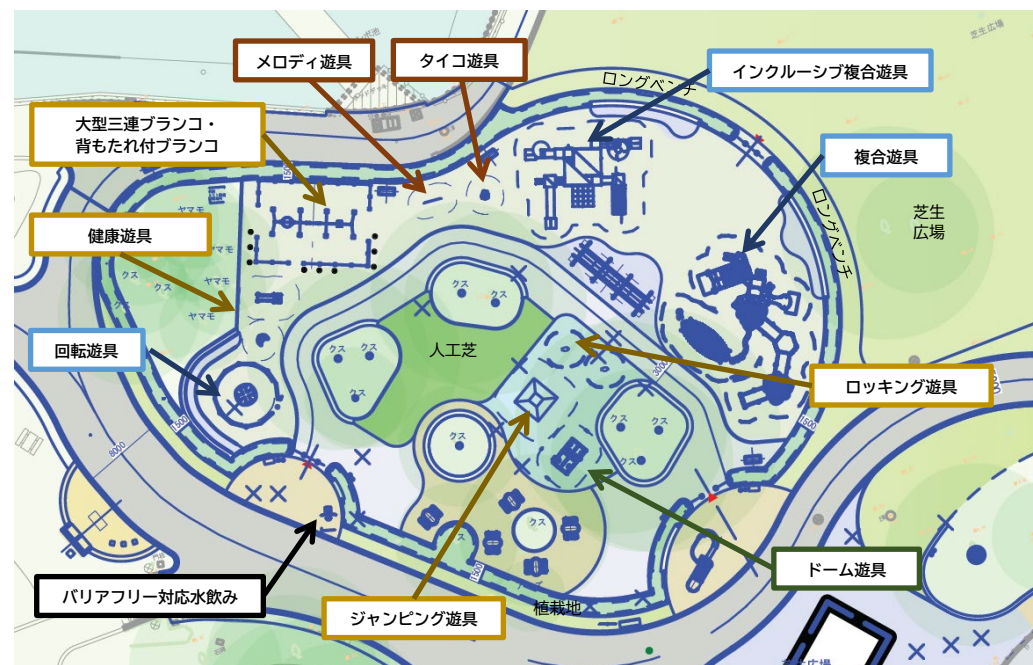
メロディ遊具

アクティブに身体を動かす遊具【滑る・回る】

間門小の皆さんと一緒に決定！  
インクルーシブ複合遊具

本牧南小の皆さんと一緒に決定！  
複合遊具（様々な難易度）

回転遊具



刺激を与える遊具

ジャンピング遊具

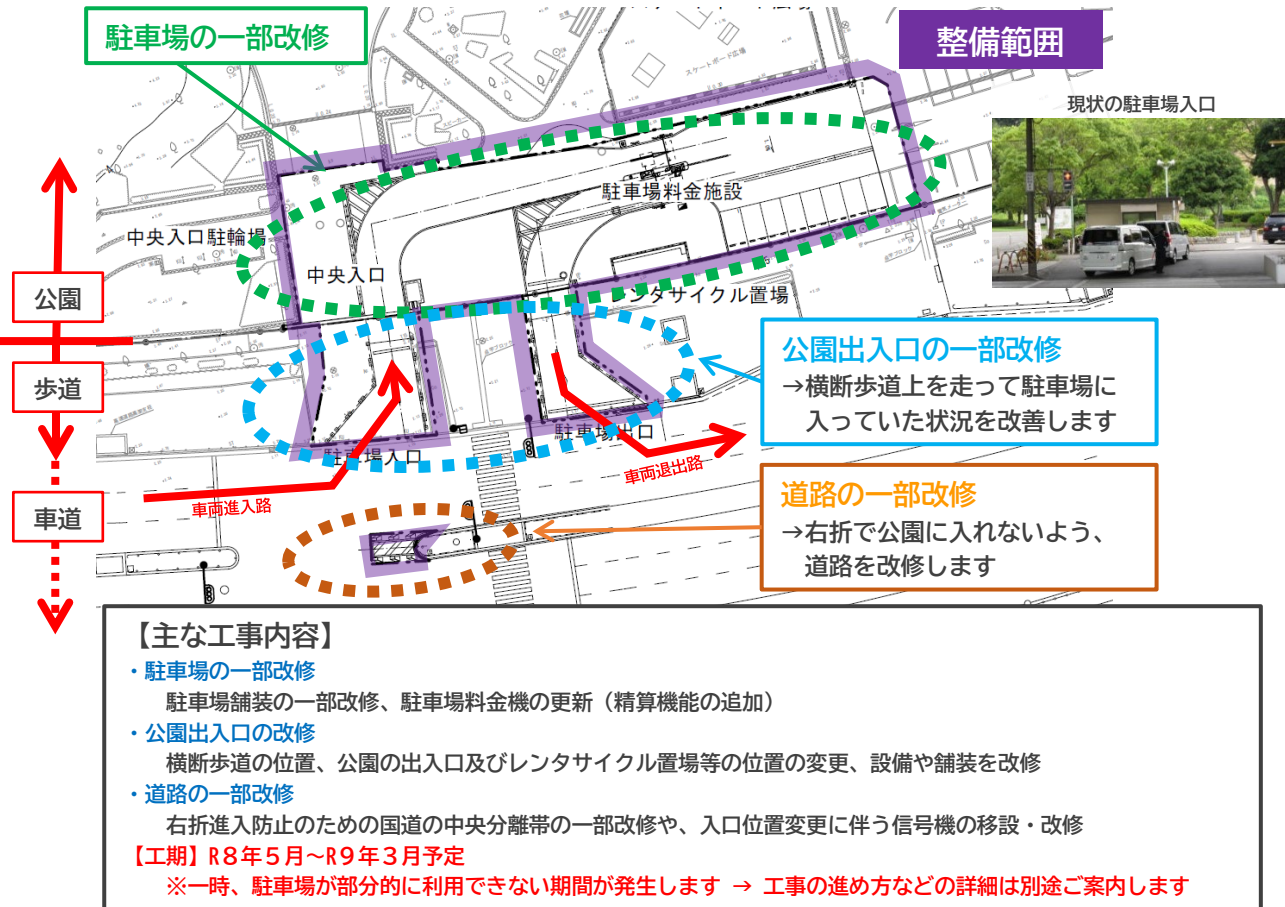
気持ちを落ち着かせる施設

ドーム遊具

裏面あり

※2次元コードなどの掲載も想定

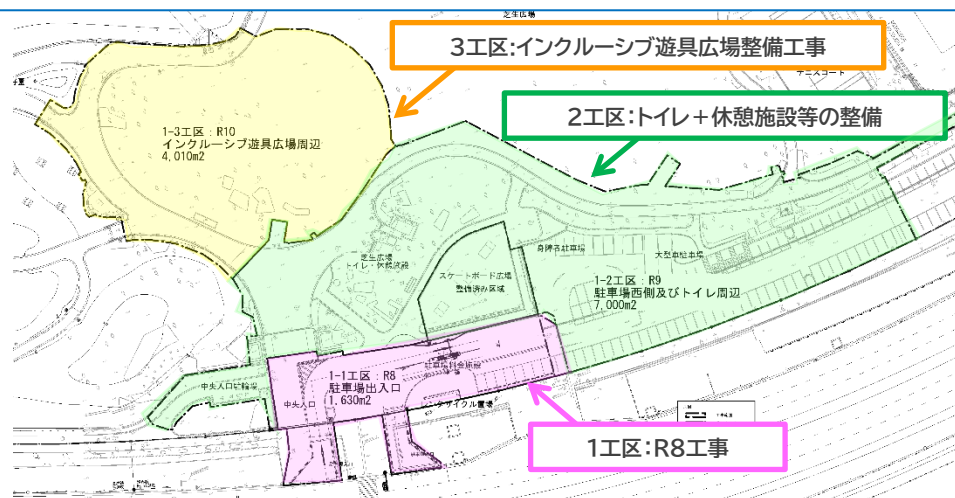
## 2 R8年度一部整備工事内容について



## 3 今後のスケジュール

- R8年度** 公園出入口、駐車場の一部等の整備工事（下記 1工区）
- R9年度以降**
- ①トイレ+休憩施設、周辺園路、駐車場等の整備（下記 2工区）
  - ②インクルーシブな遊び場及び関連施設の整備（下記 3工区）
  - ③その他エリア（インクルーシブな遊び場エリア以外）の再整備  
→ グラウンドやレストハウス周辺など、エリアごとに順次整備を進めます

### インクルーシブな遊び場及び関連施設整備の工区割イメージ



## 【参考1】本牧市民公園再整備事業について

- ①令和2年度には、『上海横浜友好園』の再整備を完了するなど、これまで主に公園西側の再整備を進めてきました。
- ②今後の再整備のメインの取組として、『インクルーシブな遊び場』の整備を進め、より多くの市民の方々に利用され、親しまれる公園を目指します。
- ③こうした取組を契機とし、周辺施設との連携を深めながら持続可能な公園運営を目指します。

【イベントや駐車場利用の連携等を想定】

周辺エリア図→



## 【参考2】インクルーシブな遊び場とは

- ・ インクルーシブな遊び場とは、障害の有無などに関わらず、すべての人が遊び、活用できることを目指した遊び場です
- ・ 本市では、現在方面別にインクルーシブな遊び場の拠点を整備する計画を進めており、本牧市民公園はその拠点の1つです
- ・ 市内では、金沢区「小柴自然公園」に、市内初めてのインクルーシブな遊び場「みんなのあそびば」を整備しており、この知見を生かし今回整備に反映しています



◆ご連絡先 横浜市みどり環境局 公園緑地事業課 岡部・阿部  
TEL：045-671-2652 E-mail：mk-koenjigyo-c@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会長 各位

中区福祉保健課長 菅井 亜紀子

中区民生委員児童委員協議会広報誌「中区民児協だより第18号」の  
配付について（情報提供）

日ごろから、民生委員・児童委員の活動につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、このたび「中区民児協だより第18号」を発行いたしました。

本号では、民生委員の活動紹介（関内地区、石川・打越地区、第六地区、主任児童委員）をはじめ、施設見学研修の報告、区会長からのメッセージなどを掲載しております。

また、4面に掲載しております二次元コードを読み取っていただくと、中区民生委員・児童委員協議会のホームページへ遷移し、民生委員・児童委員に関する各種情報を御覧いただける内容となっております。

つきましては、地域の皆様に民生委員・児童委員の活動について、より一層の御理解と御協力を賜りたく、ぜひ御一読くださいますようお願い申し上げます。

なお、冊子の追加を御希望の場合は、中区福祉保健課 運営企画係（電話：224-8151）までお問い合わせください。

【送付物】 中区民児協だより 第18号（単会に1部ずつ送付）

担当 中区福祉保健課運営企画係  
（中区民生委員児童委員協議会事務局）  
堀・浅野  
TEL：224-8151 / FAX：224-8157



NAKA-KU

令和8年3月

第18号

# 中区民児協だより



～令和7年12月1日委嘱状伝達式会場にて～

## 【～新たな任期に臨んで～】

令和7年12月1日に3年に一度の民生委員・児童委員の一斉改選が行われ、167名(うち主任児童委員23名)が厚生労働大臣および横浜市長から新たに委嘱されました。

小さな気づきと寄り添う心を基本に、地域のつなぎ役として活動しています。地域の方々の生きてきた背景を想い、自分らしく生きることのサポートができればと思っています。赤ちゃんから高齢の方まで、安心・安全そして笑顔あふれる暮らしを支えるため、委員一同、関係機関と共に力を合わせて取り組んでまいります。

(中区民生委員児童委員協議会会長 梁田 理恵子)



(注)本文中、「民生委員・児童委員」は、「民生委員」と表記する場合があります。

## 「富岳の園(静岡県御殿場市)」施設見学報告

令和7年10月17日

静岡県御殿場市の障害者支援施設「富岳の園」を訪れ、利用者の自立と社会参加を目指す取組を見学してきました。施設では体育や文化芸術活動を取り入れた療育を行っており、特に和太鼓演奏はリズム感や協調性を育てるだけでなく、地域イベントでの発表を通じて社会とのつながりを深める機会となっているそうです。



ダイナミックな演奏に感動

また、製菓やパンづくりの作業を通じて利用者が製品づくりに参加し、地域販売会や施設内ショップで販売することで品質向上や工賃アップを目指しています。



目を見張る絵画作品の数々

さらに、地域の子どもや高齢者との交流イベントを開催し、太鼓演奏や製菓体験を通じて異世代交流を促進するなど、障害の有無に関わらず楽しめる場を提供し、



地域で評判の焼き菓子

地域とのつながりを大切に活動していました。こうした取組によって、利用者は社会参加への自信を持ち、地域では多様性を受け入れる文化を広げており、みんなと一緒に暮らせる社会につながっていると感じました。

(中区民児協研修部会)

## ～編集後記～

令和7年12月1日から、民生委員・児童委員は新しい期をスタートしました！

民生委員・児童委員の活動では、高齢化や子育て世代の孤立、つながりの希薄化など、様々な課題と向きあいます。でも、そんなときこそ、委員みんなで声をかけあって相談しながら、地域の一人ひとりを大切にしていきたいと思っています。

たとえば、朝の「おはよう」や、ちょっとした「元気ですか？」の声かけが、誰かの心を温めることがあります。「最近、顔を見ないけどどうしているかな？」そんな小さな気づきが、安心につながることもあります。民生委員・児童委員の活動は、そんな日常の中で生まれる「つながり」を大切にすることから始まります。

これからも、笑顔と安心が広がる中区を目指して、前向きな気持ちを忘れず、楽しく協力しながら活動していきましょう。

(中区民生委員児童委員協議会事務局 M)

(編集：中区民生委員児童委員協議会 広報部会)

(発行：中区民生委員児童委員協議会 中区福祉保健課運営企画係内 横浜市中区日本大通35 TEL：045-224-8151 FAX：045-224-8157)

# 民生委員の活動について

民生委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤公務員であり、ボランティアです。誰もが安心して暮らせる地域を目指し、「相談、支援」「関係機関へのつなぎ」など様々な活動を行なっています。

## 【関内地区 活動報告】

～笑顔と元気があふれるまちへ～

関内地区では地域の皆さんが顔見知りとなり、笑顔が繋がるまちを願って様々な活動を展開しています。今年度新しく「いきいきルンルンうたのかい」を催しました。ピアノ伴奏で懐かしい名曲から最近のヒット曲まで歌います。青春時代の思い出もよみがえるひとときです。

さらに「関内シニアカフェ」では、健康麻雀を通じて親睦を深めながら脳を活性化。勝負の駆け引きに笑い声が弾み、自然と会話も広がります。ここは、心も頭もリフレッシュできる憩いの場になっています。そのほか、筋力アップを目指すフレイル予防体操や、世代を超えて交流できるおしゃべりサロン、街全体が笑顔で包まれるハロウィンパレードなど、楽しい取組が盛りだくさん。関内地区は、これからも皆さんと一緒に素敵な時間をつくっていききたいと思います。



笑顔で真剣勝負！



懐かしいメロディに心も弾みます

(関内地区会長 倉石 尋子)

## 【石川・打越地区 活動報告】

～世代をつなぐ地域づくりを目指して～

石川・打越地区は、JR石川町駅を中心に東西に広がり、地域のつながりづくりを目的に多様な活動を行っています。高齢者向けには、民生委員と地域有志が協力し、月1回の「ふれあいサロン」や隔月開催の「健康会食会」を通じて、交流と健康づくりを支えています。また、困りごとお助け隊として始まった「ほっと石打」は、高齢者宅の草刈りなどの作業に加えて、スマホ・パソコン教室や健康麻雀を実施しています。特に健康麻雀は毎回チラシを見て新規参加者が訪れるなど好評で、地域のつながりを深める場となっています。

児童に関する活動については、地区内に公立小中学校や子ども会がないため、児童中心の取組は難しい状況です。しかし、子育て支援ネットワークを立ち上げ、主任児童委員などを中心にラジオ体操後のゲーム大会など活動を少しずつ進めています。

今後は、乳幼児から若いパパママ世代、高齢者まで、縦横につながる関係を築き、民生委員・地区社協・町内会が協力し、地域全体でより豊かな交流の場を広げていきたいと思っています。

(石川・打越地区会長 梁田 理恵子)



お囃子グループを招いて手作り神輿でワッショイ



ポッチャのルールは簡単！

## 【第六地区 活動報告】

～世代を超えて、笑顔でつながる地域へ～

第六地区民児協では、民生委員・元民生委員・ボランティアのメンバーが中心となり、山元小学校コミュニティハウスにて月2回「ふれあいサロン」を開催しています。内容は手芸・ぬり絵・麻雀・カラオケなど多彩で、毎回多くの参加者にご好評いただいています。特に麻雀とカラオケは人気が高く、笑顔あふれる交流の場として地域に定着しています。また、特別企画としてタクシー旅や日帰り旅行など、地域の方々が楽しめるイベントを企画・実施し、孤立防止や地域福祉の充実につなげています。

さらに、世代間交流の取組の一環として、山元小学校と連携し、年6回の「ふれあい交流会」や年2回の「給食会」を実施しています。子どもたちと高齢者が

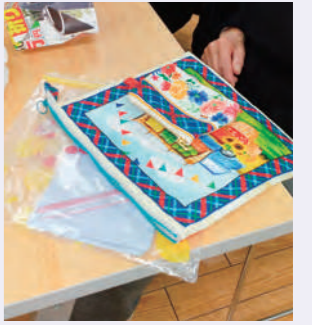


子どもたちとの楽しいひと時

一緒に過ごすことで、世代を超えた温かな交流が生まれ、参加者からも喜びの声が寄せられています。

今後も、誰もが安心して参加できる雰囲気づくりを心がけ、世代を超えた交流を促進しながら地域の絆を深めていきます。さらに、より多くの方に楽しんでいただける魅力的な行事を企画し、笑顔とつながりが広がる地域づくりに取り組んでいきます。

(第六地区会長 長沼 敏恵)



素敵なポーチが出来上がりました

## 【主任児童委員連絡会 活動報告】

～健やかな育ちを見守ります～

主任児童委員連絡会では、毎年テーマを設定して、施設見学研修を行っています。今年度は「少年非行・犯罪の理解と非行防止への取組」をテーマに、令和7年9月29日(月)、横浜少年鑑別所・よこはま法務少年支援センターに行ってきました。少年鑑別所は罰する場所ではなく、心理検査や面接を通じて少年の立ち直りを支援する施設であることを改めて理解しました。法務教官の方々が生活全般に細やかに目を配り、変化を見逃さず働きかけていることに感銘を受けました。

さらに、地域での非行防止に向けた「法務少年支援センター」の役割を知り、地域全体で支える仕組みの重要性を強く感じました。この学びを生かし、主任児童委員として、必要に応じて相談につなぎ、地域支援の一翼を担えるよう努めていきたいと思っています。

(主任児童委員代表 後藤 清子)



「よこはま法務少年支援センター」ホームページより



みんなのつながりを大切に活動しているよ！

横浜市民生委員・児童委員キャラクター「よこはまミンジー」



中区民生委員児童委員ホームページ

# 中区制100周年ロゴマーク・ キャッチフレーズロゴタイプ 決定

## ロゴマーク



2027 中区制100周年

～デザインに込めた思い～  
キャッチフレーズのイメージにあうような、「帆に海風を受け、未来へと進んでいく」帆船と区の花チューリップを組み合わせました

## キャッチフレーズロゴタイプ



～デザインに込めた思い～  
海風を受けて未来へ進むイメージとし、区の花チューリップを思わせる色とりどりの風に、多様で魅力ある中区がこれからの100年も続いてほしいという思いを込めました

## ロゴマーク・キャッチフレーズロゴタイプの使用について

ロゴマークとキャッチフレーズロゴタイプは、届け出によりイベントやチラシや冊子等の各種印刷物などにご利用いただけます。デザインに込めた思いを踏まえた上で、中区制100周年を祝い、盛り上げ、中区全体の一体感を創出するために、積極的な活用をお願いします。

取扱要綱・ガイドラインを定めていますので、必ず事前にご確認ください。

詳しくは中区ウェブページへ [https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/shokai/naka100/naka100\\_logo.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/shokai/naka100/naka100_logo.html)

**使用方法抜粋** ※詳細は必ず取扱要綱・ガイドラインを確認してください

- ・ロゴマーク（最小使用サイズ：横幅20mm）は単体で使用可
- ・ロゴタイプ（最小使用サイズ：横幅50mm）は原則ロゴマークと併せて使用。ロゴマークとの組み合わせ位置やサイズは問わない
- ・ロゴマーク等の背景色は原則白色。視認性を損ねない単一色の薄い色までは可

### 横幅20mm以下で使用する場合

ロゴマーク下部の「2027 中区制100周年」がないデータを使用し、ロゴマーク付近に次の文言を表記すること。



2027年に中区が区制100周年を迎えることがわかる文言

- 「2027 中区制100周年」
- 「2027年は中区制100周年」
- 「2027年に中区は100周年を迎えます」など

取扱要綱・ガイドライン、  
届け出方法などはこちら ▶



## 【問合せ】

中区制100周年記念事業実行委員会「広報・企画・GREEN×EXP02027連携部会」事務局

中区役所区政推進課広報相談係

☎ 045-224-8121

fax 045-224-8214

Eメール na-koho@city.yokohama.lg.jp



2027 中区制100周年

区連会 4 月定例会資料  
令和 8 年 4 月 17 日  
100 周年記念事業実行委員会事業部会  
事務局：中区地域振興課

## 中区制 100 周年記念「連携事業」及び「区民提案事業」の募集について

中区制 100 周年記念事業実行委員会では、区民の皆さまとともに中区制 100 周年を祝い、盛り上げていただける「連携事業」及び区民の皆さまが主体となった記念事業・行事である「区民提案事業」を募集しています。

区制 100 周年の節目をともに盛り上げていただける企画のご提案をお待ちしています。

### 1 連携事業

区制 100 周年を盛り上げる、企業や団体が主催するイベントを募集します。

承認された事業は「中区制 100 周年記念事業」の名称やロゴマークを使用できます。

#### (1) 対象事業

区民等により組織された団体等が地域と連携して行う、学術・文化・芸術・芸能・スポーツ等の公共性のある行事のうち、次の要件を全て満たすもの

ア 100 周年を盛り上げるための事業

イ 区民等を対象とする事業

ウ 令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までに実施する事業

#### (2) 募集期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 11 月 30 日

### 2 区民提案事業

区民等が主体となった記念事業・行事（提案事業）を募集します。

応募事業を実行委員会が審査し、承認を受けた事業に対し補助金を交付します。

#### (1) 対象事業

地域や組織の独自性をいかして行う、中区制 100 周年を盛り上げ、区民の祝祭感・一体感・地域愛を醸成するもの

#### (2) 補助金額

補助対象経費の総額の 1/2 以内で、かつ、20 万円を上限

#### (3) 募集期間（事業実施期間）

第 1 期…令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 6 月 30 日（令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 12 月 31 日）

※ 7 月 31 日までに審査を実施し、8 月 31 日までに審査結果を通知予定

第 2 期…令和 8 年 7 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日（令和 9 年 1 月 1 日～令和 9 年 12 月 31 日）

※ 10 月 29 日までに審査を実施し、11 月 30 日までに審査結果を通知予定

### 3 添付資料

(1) 「連携事業」募集要項

※申請書等の様式類等はリンク先をご参照ください。

(2) 「区民提案事業」募集要項



←連携事業の  
詳細はこちら



←区民提案事業の  
詳細はこちら

【問い合わせ先】 100 周年記念事業実行委員会 事業部会（事務局：地域振興課、福祉保健課）

連携事業：杉浦 TEL045-224-8135

区民提案事業：佐藤 TEL045-224-8136

E-mail：[na-chishin@city.yokohama.lg.jp](mailto:na-chishin@city.yokohama.lg.jp)



# 中区制 100 周年記念連携事業 募集要項

昭和2年に誕生した中区は令和9年に区制100周年という記念すべき年を迎えます。中区制100周年記念事業実行委員会では、この記念の年をともに盛り上げていただける「連携事業」を募集します。承諾された事業は「中区制100周年記念事業」の名称・ロゴマークの使用や、100周年記念のぼり旗の貸与などの支援を受けることができます。

## ■ 連携事業の概要

### 1 連携事業とは

区民等により組織された団体等が地域と連携して行う、区制100周年を祝うための事業や区制100周年を盛り上げる事業です。

### 2 対象となる申請団体

次のすべてに該当する団体が対象です。

- (1) 区民等により組織された団体等であること。  
(中区在住者に限らず、中区と深く関わりのある方で構成された団体も含む。)
- (2) 公共性を有する市民活動団体・企業等であること。

### 3 対象となる事業

学術・文化・芸術・芸能・スポーツ等の公共性のある行事で、中区の施策・事業と整合性のあるもののうち、次のすべての要件を満たす事業が対象です。

- (1) 団体等が地域と連携して行う事業
- (2) 中区制100周年を盛り上げるための事業
- (3) 区民等を対象とする事業
- (4) 令和8年10月1日～令和9年12月31日の期間に実施する事業

#### ！対象外となる事業

- ・ 団体構成員のみを対象とするもの
- ・ 政治活動・宗教活動に関するもの
- ・ 営利を主目的とするもの
- ・ 実行委員会が不適切と認めたもの

## ■ 申請方法

### 1 申請書の提出

「中区制100周年記念連携事業名称使用申請書」に必要書類を添えて、次ページのいずれかの方法でご提出ください。

**提出書類：**「中区制100周年記念連携事業名称使用申請書」  
団体の概要がわかるもの（規約、会則など）  
行事の企画書やチラシの案など（チラシの案は、なければ大丈夫です）

<郵送の場合>

〒231-0021 中区日本大通 35 番地  
中区役所地域振興課  
中区制 100 周年記念事業実行委員会事務局・連携事業担当

<持参の場合>

中区役所地域振興課（6階 65 番窓口）  
【受付時間：月～金（祝日除く）8時 45 分～17 時】

<メールの場合>

[na-chishin@city.yokohama.lg.jp](mailto:na-chishin@city.yokohama.lg.jp)  
中区制 100 周年記念事業実行委員会事務局・連携事業担当

※日頃、団体がやりとりしている窓口へご提出いただいても構いません。  
※使用承諾前に名称やロゴマークを使った印刷物を作成することはできません。

提出期限：行事開催日の 4 週間前まで

## 2 審査

中区制 100 周年記念実行委員会が、要件を満たすか審査します。

## 3 承諾通知書の送付

承諾後、以下を提供します。

- ・連携事業名称使用承諾通知書
- ・中区制 100 周年記念ロゴマークデータ

※のぼり旗貸与については要相談（申請状況により、ご希望に添えない場合もございます。）

## 4 事業実施後の報告

事業終了後、写真を添付した報告書を提出してください。

※行事内容に変更が生じた場合は速やかに「事業内容変更届」を提出してください。

## ■ 問合せ先

中区役所地域振興課  
中区制 100 周年記念事業実行委員会事務局・連携事業担当  
〒231-0021 横浜市中区日本大通 35 番地  
TEL：045-224-8135 FAX：045-224-8215  
E-mail：na-chishin@city.yokohama.lg.jp





# 中区制 100 周年記念事業「区民提案事業」 募集要項

昭和 2 年に誕生した中区は令和 9 年に区制 100 周年という記念すべき年を迎えます。中区制 100 周年を祝い、区民の皆さまとともに盛り上げていくため、区民の皆さまが主体となった記念事業・行事（提案事業）を募集します。

ご応募いただいた事業等は、「中区制 100 周年記念事業補助金交付要綱」（以下、要綱）に基づき、「中区制 100 周年記念事業実行委員会」（以下、実行委員会）で審査を行い、承認を受けた事業に対して補助金を交付します。

補助金交付の申請にあたっては、本募集要項及び要綱をご確認ください。

## 1 募集期間・事業実施期間・審査

### 【第 1 期】

- 募集期間：令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 8 年 6 月 30 日（火）まで
- 実施期間：令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 9 年 12 月 31 日（金）までに実施する事業が対象
- 審査：令和 8 年 7 月 31 日（金）までに審査を実施し、8 月 31 日（月）までに結果を通知
- 補助金交付：事業実施後、指定の様式で「報告書」をご提出いただき、実施内容を確認したのちに交付します。なお、事業を実施しなかった（中止）場合は、交付しません（前払いはしません）。

### 【第 2 期】

- 募集期間：令和 8 年 7 月 1 日（水）から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで
- 実施期間：令和 9 年 1 月 1 日（金）から令和 9 年 12 月 31 日（金）までに実施する事業が対象
- 審査：令和 8 年 10 月 30 日（金）までに審査を実施し、11 月 30 日（月）までに結果を通知
- 補助金交付：事業実施後、指定の様式で「報告書」をご提出いただき、実施内容を確認したのちに交付します。なお、事業を実施しなかった（中止）場合は、交付しません（前払いはしません）。

#### 【参考】区制 90 周年「区民提案事業」

募集：平成 28 年（前年度）6 月 10 日～8 月 31 日

実施期間：平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの事業を対象

## 2 補助対象団体

次の要件全てに該当するものとします。ただし、同一団体が受けることができるこの要綱における補助金の交付は、第1期・第2期それぞれ各1回とします。

- (1) 団体の所在地が中区内に所在し、又は主たる活動場所が中区内であること。
- (2) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした活動をしていないこと。
- (3) 公益を害するおそれのある活動をしていないこと。

## 3 補助対象提案事業

次の要件全てに該当するものとします。

- (1) 補助対象団体が実施する事業・行事
- (2) 募集期間ごとに定めた次の期間で実施する事業・行事
  - ア 第1期  
令和8年10月1日（木）から 令和9年12月31日（金）まで
  - イ 第2期  
令和9年1月1日（金）から 令和9年12月31日（金）まで
- (3) 中区制100周年を記念し、盛り上げ、区民の祝祭感・一体感・地域愛を醸成する事業・行事

## 4 補助対象経費

事業費のうち補助対象事業を実施するために必要な経費で、概ね次のとおりとします（以下の項目の経費でも中区制100周年記念事業に関連しない経費は除く）。

- (1) 企画費
- (2) 広報・宣伝費
- (3) 事業・行事運営費
- (4) 施設・設備使用料
- (5) その他、要綱第1条の目的達成のため特に必要と認められる経費

## 5 補助金額

補助対象経費の総額の1/2以内で最大20万円まで補助します。

なお、千円未満の端数は切り捨てます。

補助金の交付申請を行った団体の多寡その他の事情を勘案し、補助金の額及び交付先団体の数について、総予算額の中で調整する場合があります。

## 6 補助金交付の申請

補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、補助金交付申請書（第1号様式）に要綱に記載の必要な書類を添付し、実行委員会委員長へ提出してください。

## 7 審査・選考

要綱別表の審査基準に基づき、実行委員会で申請書類の内容を厳正に審査します。選考結果については、書面により通知します。

## 8 補助金の交付

補助金の交付を受けることとなった団体の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第3号様式）に補助金交付決定通知書の写しを添付し、同通知書により指定された期限までに実行委員会委員長へ提出してください。

## 9 事業の実施報告

補助金の交付を受けることとなった団体は、補助対象経費の終了後、速やかに、補助事業終了報告書（第4号様式）に要綱に記載の必要な書類を添付し、実行委員会委員長へ提出してください。

なお、事業の中止、又は計画の変更が生じた場合は、速やかに理由書を添えて実行委員会委員長に報告してください。

## 10 補助金の確定

実行委員会委員長は、提出された補助事業終了報告書を精査し、補助対象経費に係る支出として実際に要した額を確定した上で、補助金の交付額として認められる額を最終的に確定します。

なお、補助金の交付を受けた団体が、補助金を適切に使用しなかった場合などにおいては、要綱第11条に基づき、補助金の全部又は一部の返還を行わなければなりません。

## 11 申請書類

(1) 補助金交付申請時に必要な書類

- ① 補助金交付申請書【第1号様式】
- ② 事業計画書【第1号様式添付書類(1)】

**※ 主な事業内容に中区制100周年記念事業としての特徴や、中区制100周年と関連した独自の企画などを必ず盛り込んでください。**

- ③ 広報計画書【第1号様式添付書類(2)】

- ④ 資金計画・収支予算書【第1号様式添付書類(3)】
  - ⑤ 団体の規約類（※書式は問いません。各団体で作成されたものを提出）
- (2) 補助金交付の請求申請時に必要な書類  
補助金交付請求書【第3号様式】
- (3) 事業終了後に提出が必要な書類
- ① 補助事業終了報告書【第4号様式】
  - ② 実績報告書【第4号様式 添付書類(1)】
  - ③ 収支決算報告書【第4号様式 添付書類(2)】
  - ④ 写真、印刷物等の補助事業の実施状況が分かる資料
  - ⑤ 補助対象経費に係る収支計算に関する領収書その他支出を証する書類、または、その写し

## 12 申請方法・申請先

下記の方法にて申請してください。

### <郵送の場合>

〒231-0021 中区日本大通 35 番地

中区役所地域振興課（6階 64番窓口）

中区制100周年記念事業実行委員会事務局・区民提案事業担当

### <持参の場合>

中区役所地域振興課（6階 64番窓口）

【受付時間：月～金（祝日除く）8時45分～17時】

### <メールの場合>

na-chishin@city.yokohama.lg.jp

## 13 問合せ先（事務局）

事業の内容等、ご不明な点がございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

中区制100周年記念事業実行委員会事務局・区民提案事業担当

中区役所地域振興課 TEL (045) 224-8136 FAX (045) 224-8215

E-mail [na-chishin@city.yokohama.lg.jp](mailto:na-chishin@city.yokohama.lg.jp)



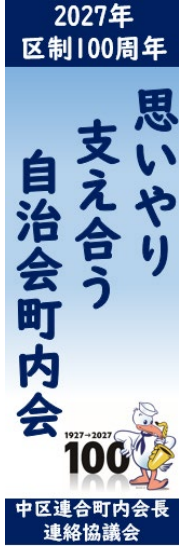


自治会町内会長 各位

中区地域振興課長

## 自治会町内会加入促進に関する物品の配布について

自治会町内会加入促進グッズとして、のぼり旗を作成いたしました。各自治会町内会へ1枚ずつお配りいたしますので、イベント等でご活用ください。

また、その他の物品等についても、ご希望に応じてお渡しいたします。ご希望のグッズがありましたら、裏面問い合わせ先までご連絡ください。

名称	サイズ・仕様	デザイン	備考
のぼり旗	縦 150 cm× 横 45 cm		4月の定例会資料と一緒にお届けします。  ※のぼり旗を取り付けるポールをお貸し出しすることもできます。 数に限りがありますので、ご希望の場合は事前にご連絡ください。
回覧用バインダー	幅 33.4cm× 奥行 1cm× 高さ 23.8cm		ご希望の自治会町内会へお渡しします。
加入申込書付リーフレット	縦 22 cm× 横 10cm		同上  ※日本語、中国語（繁体字・簡体字）、英語、韓国語版があります。

加入申込書

A 4 両面

**自治会町内会に加入するには…**

加入は、自治会町内会の役員の方へご連絡ください。  
自治会町内会の役員の方がわからないときは、次の申込書をFAX  
または郵送でお送りいただくか、直接事務局へお持ちください。  
(※FAX 番号は別途お送りいたします)

中区連合町内会長連絡協議会 事務局まで (FAX: 224-8215)  
(中区住所地域振興課内)

**自治会町内会加入申込書**  
様式、裏面の自治会町内会からご選択します。

住所  
氏名  
電話番号

郵政電子申請・提出  
が中心で郵送も受け  
付けます。

同上  
※裏面に中区の自治会町内会一覧が掲載されています。

チラシ（「自治会町内会へ入ろう」）

A 4 両面

**自治会町内会へ入ろう!**

自治会町内会はこんな活動をしています!

- 災害時に助け合えるまちづくり
- きれいで快適なまちづくり
- 犯罪のない安全・安心なまちづくり
- 住居の安全と快適なまちづくり
- 子どもからお年寄りまで元気に暮らすまちづくり
- ふれあいや文化のあるまちづくり

自治会町内会への加入のご相談は…

中区連合町内会長連絡協議会 ☎ 224-8131 ☎ 224-8215  
http://www.naka-kureikai.org/

同上  
※自治会町内会の主な活動について紹介しています。

ボールペン



同上  
※「自治会町内会活動に参加しよう」のメッセージ入りです。

令和8年4月17日

自治会町内会長 各位

中区地域振興課長

「みんながつながる地域づくり補助金」の申請団体募集について

日頃より中区政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

地域の課題解決や多世代の地域活性化を支援する「みんながつながる地域づくり補助金」について、令和8年度の新規受付を開始します。

なお、本補助金は令和8年度の新規受付をもって終了となりますが、採択された事業については、新規受付年度から最長3年間（例：令和8年度に新規受付した場合は、令和9・10年度まで）、引き続き補助金の交付対象となります。ぜひ地域活動に御活用ください。

1 交付対象

補助対象となる申請団体は、次の条件をすべて満たすものとします。

(1) 中区在住または在勤の方により組織され、区民が自由に参加できる団体であること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 自治会町内会（連合町内会を含む）による活動であること。

イ 複数の団体が連携して行う活動で、構成団体に必ず自治会町内会または連合町内会を含むこと。

2 補助金額

1年目：上限10万円（補助対象経費の10分の9以内）

2年目：上限5万円（補助対象経費の10分の9以内）

3年目：上限3万円（補助対象経費の10分の9以内）

3 募集团体数

新規申請する5団体（継続団体には、個別に連絡いたします）

4 募集期間

令和8年4月20日（月）から令和8年5月29日（金）まで

5 その他

添付のチラシをご覧ください。

【お問い合わせ】

地域振興課 地域力推進担当（佐藤・土屋・田中）

TEL 224-8136 FAX 224-8215

E-mail : [na-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp](mailto:na-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp)

みんなでつなげる！～みんながつながる！

# 令和8年度分受付開始

## みんながつながる地域づくり補助金

中区内の地域課題の解決を図り、多世代交流につながる取り組みで、  
地域を活性化させる活動を支援します

### 対象となる事業

自治会町内会や連合町内会が主体  
となって行う取組、または自治会  
町内会・連合町内会と、それ以外の  
団体が一つ以上加わって組織され  
た団体が実施する取組

### 補助内容

- ◆ 1年目  
上限 10万円（補助対象経費の10分の9以内）
- ◆ 2年目  
上限 5万円（補助対象経費の10分の9以内）
- ◆ 3年目  
上限 3万円（補助対象経費の10分の9以内）

### 対象団体

中区在住・在勤の方で構成され、区民が自由に参加でき、会則等に基づき  
民主的に運営されていること

受付期間； 4月20日(月)から5月29日(金)まで

お問い合わせは・・・

中区 地域振興課 地域力推進担当  
na-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp  
☎ 045-224-8136  
FAX 045-224-8215

裏面もご覧ください

## 1 補助対象となる団体

申請団体は、中区在住・在勤の方で構成され、区民が自由に参加でき、会則等に基づき民主的に運営されていることが必要です。補助の対象となる事業は、自治会町内会や地区連合町内会が主体となって行う取組、または自治会町内会・地区連合町内会に加え、それ以外の団体が一つ以上加わって組織された団体が実施する取組です。

詳しくは、みんながつながる地域づくり補助金交付要綱（以下要綱）をご覧ください。

## 2 補助期間

最長3年間です。補助期間は単年度で、継続する場合も毎年度申請が必要で、その都度審査による判定があります。

## 3 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象活動の実施に直接かかる経費とします。詳しくは、要綱をご覧ください。

## 4 申請方法

### (1) 提出書類

申請用紙は地域振興課にございます。Word様式は、中区役所のWEBサイトからダウンロードできます。WEBサイトは  [中区 みんな補助金](#) で検索してください。

### (2) 申請受付期間

令和8年4月20日（月）から5月29日（金）までの開庁時間必着

### (3) 提出方法

申請にあたっては、団体の要件や活動計画等を確認させていただきますので、書類提出の前に中区役所地域力推進担当へご相談ください。

## 5 スケジュール等

### (1) 審査委員会

令和8年6月開催予定

### (2) 交付・不交付の決定

令和8年7月通知予定

交付団体へは「補助金交付決定通知書」、不交付団体へは「補助金不交付決定通知書」により通知します。

### (3) 活動実績報告

令和8年度の活動実績について、報告書類を提出していただきます。

提出時期：令和9年4月上旬まで

補助金要綱はこちらからアクセスできます →



令和8年4月17日

自治会町内会長 各位

中区地域振興課長

## 中区「地域づくりアドバイザー」等派遣事業について

日頃より中区政に御理解・御協力いただき、深く御礼申し上げます。

中区の自治会町内会をはじめとした団体が実施する、地域の課題解決や魅力づくりに向けた主体的な勉強会等を支援するため、専門的な立場から助言を行うアドバイザー等を派遣する「中区地域づくりアドバイザー等派遣事業」の募集を開始します。

つきましては、地域主体の様々な勉強会等への活用について、御検討くださいますよう、何卒よろしく申し上げます。

### 1 アドバイザー等派遣対象事業

地域の課題解決や魅力づくり等、主体的な活動

- ・ 地域活動の担い手発掘・育成
- ・ 地域の防災・減災
- ・ 組織運営のICT活用
- ・ 福祉の視点を取り入れた地域づくり
- ・ 地域の魅力づくりに関する活動
- ・ 地域活動に関する専門的な知識・経験・情報の習得のための研修開催 等

#### 【例】

- ◆ 防災知識の勉強会  
→ 区役所防災担当職員、専門知識を有する防災士による講演など
- ◆ 地域の長期的な魅力づくりの検討  
→ 地域づくりの経験豊富なコーディネーターによるワークショップなど
- ◆ オンライン会議実施に向けたスマホ・パソコン講座、活用事例の紹介  
→ なか区民活動センター登録の団体による勉強会など
- ◆ 外国籍住民と連携したまちづくりの検討  
→ なか国際交流ラウンジの外国につながる若者たちとの意見交換など

### 2 募集期間

随時

※予算の範囲内での補助となるため、予算上限に達した時点で募集終了となります。活用を検討されている場合は、お早めに御相談ください。

※1団体あたりの補助金額には上限があります。

#### 【お問い合わせ】

地域振興課 地域力推進担当（佐藤・田中・土屋）

TEL 224-8136 FAX 224-8215

E-mail : [na-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp](mailto:na-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp)



自治会町内会・各種委嘱委員のみなさま

# 勉強会や講座を 開催してみませんか？



中区では、**講師やアドバイザーの費用を助成**します。

## 活用事例



勉強会「デジタル活用の第一歩！  
LINEでつながってみよう！」（主催：自治会町内会）

なかく街の先生を講師に招き、地域活動で役立つデジタル活用勉強会を開催、LINEのお友達登録、グループ作成、イベント機能で予定の登録と出欠のとりまとめなどを勉強しました。

※なかく街の先生とは個人や団体が持っている経験・知識・技術を活かして、地域に役立てるためのボランティア人材登録制度です。

R8年度はさらに安心！  
街の先生に加え、スマホサポーターも講座に参加し、サポート体制がより手厚くなります。

※スマホサポーターとは、区の講座を修了した住民ボランティアです。



「終活講座」（主催：自治会町内会）

終活を学ぶことで自らの役割や地域資源への理解が深まり、より主体的に地域と関わろうとする姿勢が強まったことで地域活動の質的向上につながりました。



「睡眠講座」（主催：委嘱委員）

住民が質の高い睡眠習慣を身につけ、健康維持・介護予防に役立つ知識を学びました。健康を維持しながら地域活動に関わりやすい環境づくりが進みました。

## 簡単！開催までの3つのステップ

1

### テーマを検討

まずは地域のみなさんで検討してください。

2

### 準備

- ・講師選定のサポート
  - ・開催日時決定
  - ・会場の決定、確保
- 地域での周知

3

### 開催

運営は地域のみなさんでお願いします！

区役所と一緒に考え、サポートします！

まずはお気軽にご相談ください

中区役所 地域振興課 地域力推進担当（佐藤・土屋・田中）  
TEL:045(224)8136 FAX:045(224)8215  
メール:na-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp

詳しくはこちら



裏面で詳しくご説明します >>>

# よくある質問

## どんな団体が申請できるの？

中区の地区連合町内会・自治会町内会、各種委嘱委員、または、これらの団体に関わる協議会等です。

## どんなテーマの講座や勉強会が対象になるの？

地域の課題解決や魅力づくりにつながる取り組みです。

〈例〉

- ・地域活動のデジタル活用
- ・防災、福祉などの専門的な助言
- ・団体の運営改善、課題整理
- ・新しい活動の担い手を増やすための勉強会
- ・会議進行(ファシリテーション)

など、幅広く対応できます。

まずはご相談ください。

## 実施回数や金額に上限はあるの？

1申請につき、延べ6時間までです。ただし、開催前・後の打合せの時間を含むことはできません。

講師への謝金については、要綱に基づきお支払いをします。

## 団体(地域)でやらなければいけないことは？

表面の3つステップ(テーマや講師の選定、会場確保、周知、当日の運営)のほか、申請と報告の手続きが必要です。

## 講師やアドバイザーを探すことができるか不安です

「なかく街の先生」や「横浜市まちづくりコーディネーター」をはじめ、専門的な立場で助言を行うアドバイザー等への相談を区役所がお手伝いします。

※団体が区役所を経由せず、独自に講師を選定した場合も助成の対象です。

(事前に申請した場合のみ助成の対象になります。)